

平成19年度から大きく変わる 市県民税のしくみ

市県民税の税率が一律10%に変わります

前年の所得に応じて負担していただく市県民税所得割の税率は、これまで所得や控除の額に応じて3段階に分かれていました。平成19年度(平成19年6月)からは所得の額に関係なく一律10%の税率(市民税6%、県民税4%)に変わります。



Q どうして変わるの?

A 現在、県や市に入る税金は、国が集めた税金からの配分が大きな割合を占めています。しかし、来年度からは、国が集める税金が少なくなり、県や市が集める税金が多くなります。これにより、県や市が自ら財源の確保ができるため、「地方でできることは地方で」という行政改革に合わせて、必要なサービスを効果的に提供できるようになります。

Q どのように変わるの?

A 現在、市県民税所得割は、所得が多くなるほど税率が高くなるしくみになっています。来年度からは、所得の多少に関係なく、一律10%の税率で負担していただくしくみに変わります。

Q 税金は増えるの?

A 市県民税は増えますが、所得税が減るため、市県

平成18年度まで (表1)

市 県 民 税	課税所得		標準税率
	200万円以下		5%
	200万円超から700万円以下		10%
	700万円超		13%
所 得 税	課税所得		税率
	330万円以下		10%
	330万円超から900万円以下		20%
	900万円超から1,800万円以下		30%
	1,800万円超		37%

平成19年度から (表2)

市 県 民 税	課税所得		標準税率
	一律		10%
所 得 税	課税所得		税率
	195万円以下		5%
	195万円超から330万円以下		10%
	330万円超から695万円以下		20%
	695万円超から900万円以下		23%
	900万円超から1,800万円以下		33%
1,800万円超		40%	

民税と所得税の合計額は変わりません。市県民税の税率が10%になるのに伴い、国が集める所得税の税率も変わります。(表1・2参照) なお、所得税の税率は、平成19年分(平成19年1月分収入)から変更になります。

■例えば…ある世帯では、このように変わります

いずれも、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。なお、下記に示したものは、一定の条件での負担増減を示しています。年齢や控除などにより税額は変動します。また、定率減税の廃止などによる影響は除いています。

①給与所得者で、扶養家族がいない世帯

平成18年度まで			
給与収入	市民税(所得割)	所得税	合計
300万円	64,500円	124,000円	188,500円
500万円	163,000円	258,000円	421,000円
700万円	307,000円	474,000円	781,000円
1,000万円	553,000円	966,000円	1,519,000円

平成19年度から			
給与収入	市民税(所得割)	所得税	合計
300万円	62,000円	126,500円	188,500円
500万円	260,500円	160,500円	421,000円
700万円	404,500円	376,500円	781,000円
1,000万円	650,500円	868,500円	1,519,000円

②給与所得者で、夫婦と子ども2人の世帯

平成18年度まで			
給与収入	市民税(所得割)	所得税	合計
300万円	9,000円	0円	9,000円
500万円	76,000円	119,000円	195,000円
700万円	196,000円	263,000円	459,000円
1,000万円	442,000円	688,000円	1,130,000円

平成19年度から			
給与収入	市民税(所得割)	所得税	合計
300万円	9,000円	0円	9,000円
500万円	135,500円	59,500円	195,000円
700万円	293,500円	165,500円	459,000円
1,000万円	539,500円	590,500円	1,130,000円

定率減税が平成19年度から廃止されます

定率減税は、平成11年度に不況への対策として導入されました。経済状況の変化とともに、段階的に見直され、平成19年度から廃止されます。

適用	平成18年度(平成18年)		平成19年度以降(平成19年以降)
	減税額	上限	
市県民税	所得割額×7.5%	2万円	廃止
所得税	所得割額×10%	12.5万円	

※適用の()内は所得税です。

問市民税課 ☎ 0748-24-5604

10月から国民健康保険の制度が変わります

高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

今回、70歳未満の人を対象として、自己負担限度額が引き上げになりました（左表参照）。高額療養費は、医療機関で支払う自己負担金が一定の限度額

10月から高額療養費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額【 】内は多数該当
一般	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%【44,400円】
上位所得者	150,000円+（医療費総額-500,000円）×1%【83,400円】
低所得者	35,400円【24,600円】

※上位所得者は、基礎控除後の所得が670万円を超える世帯
 ※低所得者は、市民税非課税世帯
 ※【 】内の多数該当は、直近の1年に高額療養費が4回以上支給された場合、4回目以降の自己負担限度額

を超えて高額になった場合、超えた金額を払い戻す制度です。

出産育児一時金の引き上げ

国民健康保険の加入者が出産したときに支払われる出産育児一時金の支給額が、これまでの30万円から35万円に引き上げられました。なお、35万円を限度に出産費用を市から直接医療機関に支払い、加入者の一時的な負担を軽減する制度もありますので、ご相談ください。

問 保険年金課
 ☎ 0748-24-5631



10月は臓器移植普及推進月間

国内では、多くの人臓器の提供を待たれています。国民健康保険の被保険者証には『臓器提供意思表示欄』があり、臓器を提供する意思があるのか、ないのかを記入できます。この機会に臓器提供について考え、あなたの意思をしっかりと示しましょう。

人間ドック 脳ドック

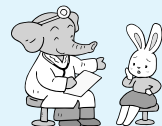
検診費用を助成します



- ◇対象者 次の要件をすべて満たす人
 - ①国民健康保険に加入している30歳以上70歳未満
 - ②市税および国民健康保険料を完納している
 - ③検診時に市内に3か月以上在住している
 - ④今年度、市の基本健康審査を受けていない
- ◇助成金額
 検診費用の7割で限度額は3万円。年度内に1回。
- ◇申し込み方法
 受診前に保険年金課まで申し込んでください。期間は、10月2日(月)～11月30日(木)の間です。電話での申し込みもできます。
- ◇そのほか 医療機関の指定はありません。

蒲生病院・能登川病院で人間ドックが受診できます

蒲生病院・能登川病院で受診される場合は、個人負担額（助成後の金額）が9,900円で受診できます。
【検査内容】 身体計測、胸部・胃部X線、心電図、腹部超音波、脂質、肝・腎機能、消化器、血液、痛風など
 ※検査項目の内容や受診日など、詳しくはお問い合わせください。
 圃市立蒲生病院 ☎ 0748-55-1175
 圃市立能登川病院 ☎ 0748-42-1333



圃問 保険年金課 ☎ 0748-24-5631 もしくは各支所市民生活課

10月1日から

身近で便利な
 コンビニ納付がスタート

10月から全国のコンビニエンスストアで市税などの納付ができるようになります。

これまで、現金で納付する場合は、金融機関か市役所の窓口が開いている平日の時間内に限られていましたが、コンビニエンスストアの営業時間内であれば、深夜でも納付できるようになりました。

今回、納付の対象となるのは、市県民税、固定資産税、軽自動車

車税、国民健康保険料、介護保険料です。

取り扱いができるのは、30万円以下の場合で、納付書の左下にバーコードが印字されたものに限りご使用いただけます。なお、金額を訂正したり、納付期限を過ぎたものは使用できませんので、ご注意ください。

問 収納課
 ☎ 0748-24-5606



■記号の説明・・・圃=申し込み先 問=問い合わせ先